

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認京都地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	30 件
国民年金関係	8 件
厚生年金関係	22 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	11 件
国民年金関係	6 件
厚生年金関係	5 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和55年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和55年1月から同年3月まで
② 昭和55年7月から57年3月まで

私は、国民年金に加入して以降、国民年金保険料を集金人に納付しており、未納期間が有るとの連絡も無かったと思う。また、当時、夫は入院中だったが、私の保険料だけは納付していた。納得できないので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立期間は3か月と短期間であるとともに、申立期間前後の国民年金保険料は納付されている上、昭和53年1月から同年3月までの保険料については、54年12月27日に過年度納付していることが確認でき、社会保険事務所が保管している特殊台帳の昭和52年度の摘要欄に過年度納付の申出が有ったために発行されたものと考えられる「納付書」の押印が確認できることから、申立人は、同様に「納付書」の押印が確認できる申立期間の保険料についても納付したものとみても不自然ではない。

一方、申立期間②については、社会保険事務所が保管している特殊台帳の昭和55年度及び56年度の摘要欄には、「納付書」の記載に加え、納付書で保険料が納付されなかったために送付したものと考えられる「催告状」等の記載も有ることから、申立人は、申立期間②の保険料を納付しなかったものとみるのが相当である。

また、申立人が申立期間②の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間②の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立人について、婚姻前を含め氏名を複数の読み方で検索したが、該当者はおらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 55 年 1 月から同年 3 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 63 年 4 月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 44 年 9 月から 47 年 10 月まで
② 昭和 63 年 4 月

昭和 44 年 9 月に会社を退職後、父親が、私の国民年金の加入手続を行い、申立期間①の国民年金保険料の納付をしてくれたと思う。婚姻後の保険料については、夫が納付しており、申立期間②についても納付したはずである。納得できないので記録の訂正をしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②については、1 か月と短期間であるとともに、申立期間の前後の国民年金保険料は納付済みである上、申立人は、社会保険庁のオンライン記録において、昭和 63 年 5 月から平成元年 3 月までの保険料を過年度納付していることが確認でき、過年度保険料の納付に際して発行される納付書は、12 か月分発行されるのが通例であり、申立人は、申立期間についても保険料を納付したとみても不自然ではない。

一方、申立期間①については、申立人は、昭和 44 年 9 月に会社を退職後、申立人の父親が申立人の国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を納付してくれていたと主張しているが、保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、48 年 10 月に夫婦連番で払い出されていることが確認できる上、申立人の国民年金被保険者資格は、同年 9 月 10 日に取得していることが、申立人が所持する国民年金手帳でも確認でき、これは社会保険庁のオンライン記録及び A 市が保管している国民年金被保

険者名簿の記載とも一致していることから、申立期間は未加入期間であり、申立人は申立期間の保険料を納付することはできなかったものと考えられる。

また、申立人の父親が、申立期間①の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、申立人について、婚姻前の氏名を含め、複数の読み方で検索したが、該当者はおらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 63 年 4 月の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和38年4月から41年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和37年10月から41年3月まで
② 昭和48年4月から51年3月まで

私は、申立期間①のころは仕事の関係で転居を繰り返していたが、母親が国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料は母親が実家のあるA市で払ってくれていた。申立期間②については妻が納付していた。未納となっていることは納得できない。なお、年金手帳の生年月日が間違っていることにも気付いたので、もう一度調べ直してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①のうち昭和38年4月から41年3月までについては、申立人は、仕事の関係で転居を繰り返していたが、A市に居住する母親が申立人の国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を納付してくれていたとしており、申立人の保険料を納付していたとする申立人の母親は、36年4月以降、申立期間①を含む国民年金加入期間について保険料をすべて納付しており、申立人の母親の納付意識は高かったものと考えられる。

また、国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和38年10月ごろにA市で払い出されていることが確認でき、申立人が所持している国民年金手帳は同年11月8日に発行されており、申立人の母親は、この日に申立人の国民年金の加入手続を行ったものと推認され、申立人の母親が国民年金の加入手続を行いながら、同年4月

から 39 年 3 月までの現年度保険料を納付しなかったとは考え難い上、社会保険事務所が保管する特殊台帳では、申立人の国民年金の住所は 51 年 5 月 17 日に B 県へ転出するまで A 市のままであり、同市に居住していた母親が現年度に引き続き 39 年 4 月から 41 年 3 月までの申立人の保険料を納付したものとみても不自然ではない。

- 2 一方、申立期間①のうち、昭和 37 年 10 月から 38 年 3 月までについては、申立人は、申立人の母親が当該期間の国民年金保険料を納付してくれていたと主張しているが、申立人が所持する国民年金手帳の昭和 37 年度の印紙検認台紙は切り取られ、38 年度の同台紙には「38 年 4 月分より納付してください。」等の記載があることから、当該期間の保険料を納付しなかったものとするのが相当である。

また、申立期間②については、申立人は、申立人の妻が申立人の国民年金保険料を納付していたと主張しているが、社会保険事務所が保管する特殊台帳では、申立人は、A 市で国民年金に加入して以降、上述のように昭和 51 年 5 月 17 日に B 県に転出するまで国民年金の住所変更をしていないことが確認でき、社会保険事務所では、A 市での保険料の納付が行われなくなった申立期間②において、申立人を不在被保険者として取り扱っていたことが確認できる上、申立期間当時、申立人の妻は B 県 C 郡 D 町(現在は、E 市)及び F 町に居住していたことから、申立人の妻は、申立期間について申立人の保険料と一緒に納付することができなかったものと考えられる。

さらに、申立人の母親が、申立期間①のうち、昭和 37 年 10 月から 38 年 3 月までの期間の国民年金保険料を、申立人の妻が、申立期間②の保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

加えて、申立人について、氏名を複数の読み方で検索し、申立人の所持している国民年金手帳に誤って記載されていた生年月日でも検索したが、該当者はおらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しない。

- 3 その他の事情を含め総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 38 年 4 月から 41 年 3 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和39年11月から40年3月までの期間及び58年1月から同年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年10月から37年1月まで
② 昭和38年2月から40年3月まで
③ 昭和51年4月から54年9月まで
④ 昭和58年1月から同年3月まで

私は、昭和40年に婚姻したが、婚姻前の申立期間①及び②については、母親が私の国民年金の加入手続きを行い、国民年金保険料を納付してくれていた記憶がある。婚姻後は、私が元夫と二人分の保険料を納付していたが、51年ごろに別居してからは、元夫が私の保険料も納付してくれていたはずである。

また、離婚後は、A市に転居し、同市で国民年金保険料を納付しており、申立期間④について未納であるとの通知も無かった。再度、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②のうち、昭和39年11月から40年3月までについては、申立人は、申立人の母親が、国民年金の加入手続きを行い、国民年金保険料を納付してくれていたとしており、保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、39年12月に払い出されていることが、社会保険事務所が保管している国民年金手帳記号番号払出簿で確認でき、申立人の母親は、このころに申立人の国民年金の加入手続きを行ったものと考えられ、この時点での申立人の国民年金被保険者資格取得日は、同年11月1日であったことが、社会保険事務所が保管する特殊台帳により確認できることから、当該期間については、現年度保険料として納付可能である上、国民年金の加

入手続を行いながら、保険料を納付しなかったとは考え難いことから、申立人の母親は、当該期間の保険料を納付したものとみても不自然ではない。

また、申立期間④は、3か月と短期間であるとともに、前後の期間については、国民年金保険料が納付済みであり、申立人がA市に転居した昭和56年4月から60歳になるまで、当該申立期間を除き未納の期間も無く、申立人の保険料納付意識は高かったものと考えられる上、この当時、申立人の生活状況にも変化が無かったとしていることから、申立人は、申立期間の保険料を納付したとみても不自然ではない。

一方、申立期間①、②のうち昭和38年2月から39年10月までについては、56年10月に、申立人の国民年金被保険者資格取得日が、当初の39年11月1日から現行の36年10月29日に修正されていることが、社会保険事務所が保管している特殊台帳で確認でき、この時点までは、当該期間は未加入期間であること、及び上記の資格修正時点では、当該期間は既に時効により納付できない期間であり、これを納付するには特例納付によることとなるが、特例納付が実施されていた時期でもない。

また、申立期間③について、申立人は、申立人の元夫が自身の国民年金保険料と一緒に納付していたと主張しているが、申立人は、昭和51年1月にB市C区からD区に住所変更していることが、社会保険事務所が保管している特殊台帳で確認できるのに対し、申立人の元夫はC区のまま住所を変更しておらず、住所が異なっている申立人の元夫が、申立人の保険料を自身の保険料と一緒に納付することはできなかったものと考えられる上、特殊台帳の昭和51年度の摘要欄に、「納付書」の記載に次いで納付書が返送されたと考えられる「納付書返送」の記載が有ることから、申立人は、当該申立期間に係る納付書を受け取っていなかったものと考えられ、申立人は、当該申立期間の保険料を、納付しなかったものとみるのが相当である。

さらに、申立人の母親が、申立期間①、②のうち昭和38年2月から39年10月までの国民年金保険料を、申立人の元夫が、申立期間③の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、申立人について、婚姻前の氏名を含め、複数の読み方で検索したが該当者はおらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和39年11月から40年3月までの期間及び58年1月から同年3月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和60年7月から同年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和60年7月から同年12月まで

私は、会社に勤務していたが厚生年金保険の適用事業所ではなかったため、将来のため年金が少しでも沢山もらえるように、昭和46年12月から国民年金に任意加入し、申立期間の国民年金保険料についても亡くなった夫が納付したはずである。その後、61年4月からは強制加入となり、引き続き60歳まで保険料を納付している。申立期間が未納であることには納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は6か月と短期間であるとともに、申立人は、昭和46年12月に国民年金に任意加入して以降、申立期間を除き、国民年金加入期間の保険料をすべて納付しており、申立期間の国民年金保険料を納付したとする申立人の夫の保険料納付意識は高かったものと考えられる。

また、申立人は、社会保険庁のオンライン記録では、昭和61年1月31日に国民年金の任意加入資格の喪失届を行っていることが確認できるものの、申立期間については現年度納付されなかったため作成されたと考えられる納付書作成の記録が確認でき、納付書の交付を受けた申立人の夫が申立期間の保険料を納付したとみても不自然ではない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

京都国民年金 事案 1094

第1 委員会の結論

申立人の昭和 63 年 4 月から平成元年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 63 年 4 月から平成元年 3 月まで
申立期間は、国民年金保険料を何年来納付し、事業も順調であったので、未納にする理由が無い。納得できないので記録の訂正をしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は 12 か月と比較的短期間であるとともに、申立期間の前後は納付済みであり、国民年金保険料を一緒に納付していたとする申立人の妻は、社会保険庁のオンライン記録では、過年度納付していることが確認できることから、申立人が、申立人の妻の分と同時期に、申立期間の保険料を納付したものとみても不自然ではない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から38年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から38年3月まで

私は、母に勧められて昭和36年、国民年金に加入した。加入手続は母が行い、国民年金保険料については私が集金人に納付した。保険料額ははっきり覚えていないが、納付の際に年金手帳に納付済みの押印をしてもらっていたと記憶している。未納期間があることに納得できないので改めて調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金加入期間について、申立期間を除き国民年金保険料をすべて納付しており、申立人の保険料納付意識は高かったものと考えられる。

また、申立人は、申立期間の国民年金保険料を集金人に納付したとしており、保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和36年9月に払い出されていることが確認でき、このころに申立人は国民年金に加入したものと推認でき、当時、37年4月に発出された厚生省(当時)の通達により、38年6月までは市町村で過年度保険料の収納を行うことができるとされていた時期であり、A市でも過年度保険料を納付するよう勧奨していたことが確認されている上、社会保険庁のオンライン記録により申立人は、同年4月からの保険料を納付していることが確認できることから、申立期間の保険料についても納付したものとみても不自然ではない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から37年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女(死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から37年3月まで

A病院の看護婦であった妻は、私と結婚した昭和36年2月に、同病院を退職したため、共済組合からも脱退したため、同年4月から国民年金制度が発足することを知り、夫婦で加入した。

申立期間当時の国民年金保険料は、集金人に自宅で納付していたが、私が60歳になったころ、区役所で、最初の1年間で夫婦共に未納であると聞き、妻は、納付したと強く主張したが聞き入れられず、満額の年金を受給するため高齢任意加入し、1年分の保険料を納付した。未納期間があることは納得できないので調査してほしい。

なお、私の分については、既に年金記録確認第三者委員会でのあっせんを受け納付済期間に訂正された経緯も有る。

(注) 本申立ては、申立人の夫が、死亡した申立人の納付記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間以降の国民年金保険料をすべて納付し、昭和47年4月から60歳到達により国民年金の加入資格を喪失するまでの期間については付加保険料も納付するなど、保険料の納付意識は高かったものと考えられる。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、国民年金制度発足当初の昭和36年10月ごろ申立人の夫と連番で払い出されており、申立人は、このこ

ろに国民年金の加入手続を行ったものと推認され、B市では、37年9月から集金人制度を実施し、集金人は国民年金への加入勧奨及び保険料の徴収を行っていたことが確認できる上、当時は、厚生省（当時）の通達に基づき、市町村において過年度分の保険料を徴収することが可能とされていた時期でもあったことから、集金人に納付したとする申立内容に不自然さはみられない。

さらに、申立人が国民年金保険料と一緒に納付していたとする申立人の夫は、申立期間の保険料を納付しており、申立人の保険料についても一緒に納付したとみるのが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成14年12月から15年3月までの期間について、その主張する標準報酬月額（41万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立期間のうち、当該期間の標準報酬月額に係る記録を41万円に訂正する必要がある。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成14年12月1日から18年2月1日まで

有限会社Aからの給与支払明細書では、給与支給額は、平成15年1月から17年3月までは40万円前後、17年4月からは31万円前後であるが、標準報酬月額は平成14年12月に41万円から20万円に変更されている。平成18年1月分は、会社が倒産したため、厚生年金保険料は支払っていない。標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の有限会社Aに係る標準報酬月額の記録について調査したところ、当時の被保険者数は8人であり、そのうち役員1人については平成11年10月に標準報酬月額が引き下げられ、申立人を含む他の7人については、14年12月1日に月額変更届により標準報酬月額の引き下げが行われていたことが確認できる。

しかし、申立人が所持する給与明細書によると、厚生年金保険料率の改定があった月の保険料が翌月から控除されていることが確認でき、同明細書では平成15年1月から同年4月までの給与について、厚生年金保険料は41万円の標準報酬月額に基づき控除されていることが確認できる。したがって、申立人は、申立期間のうち14年12月から15年3月までの期間について、その主張する標準報酬月額（41万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

一方、申立期間のうち平成15年4月から17年12月までの期間について

は、15年5月から17年12月までの上記給与明細書によると、おおむね申立人の主張どおりの給与支給額が記載されているが、厚生年金保険料については20万円の標準報酬月額に基づいた保険料の控除がされ、これは社会保険庁の記録と一致しており、申立人の主張する標準報酬月額に基づいた厚生年金保険料が控除されていたことは確認できない。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としているが、当該事業所の8人のうち7人については、申立人と同様に、平成14年12月1日に標準報酬月額の引き下げが行われていることから、事業主は、社会保険事務所の記録どおりの届出をしたことがうかがわれ、その結果、社会保険事務所は、申立人が主張する標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和38年9月分の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の株式会社A（平成8年に株式会社Bに名称変更）における資格取得日に係る記録を昭和38年9月1日に訂正し、同年9月の標準報酬月額を1万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年10月1日から38年10月1日まで
昭和38年8月1日に株式会社Aに入社後、足を骨折し勤務ができず、お盆過ぎから手伝い程度の仕事を始め、平成10年5月に退職した。また、適格退職年金契約の源泉徴収票には昭和38年9月1日就職と記載されている。

さらに、以前に、社会保険事務所に照会したところ、私の株式会社Aの資格取得日は、昭和36年10月1日であると回答を受けた。

申立期間について、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する「平成6年分退職所得の源泉徴収票特別徴収票」（適格退職年金契約に基づき、株式会社C銀行D部が発行）及び雇用保険の記録から、申立人は、株式会社Aに昭和38年9月1日から勤務していたことが認められる。

また、複数の元同僚は、申立人が株式会社Aにおいて勤務を開始したのは、申立人が記憶する同時期としており、同事業所には試用期間は無く、厚生年金保険の加入手続は取られていたはずと回答している。

これらの事実を総合的に判断すると、申立人は昭和38年9月から厚生年金保険料を給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、社会保険事務所の株式会社Aに係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の昭和38年10月の記載から、

1万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、株式会社Aは既に解散しており、同社の元代表取締役は亡くなっているため、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

一方、申立期間のうち、昭和36年10月から38年8月までの期間については、申立人は、株式会社Aに同年8月1日に入社（入社後2日目の骨折により、昭和38年8月中旬まで勤務できなかった。）としている上、申立人の同社における厚生年金保険の資格取得日を36年10月1日と記載したE社会保険事務所の平成19年10月1日付け第4491号「厚生年金保険の期間照会について（回答）」についても、同社会保険事務所は、資格取得日は誤記入としていることから、昭和36年10月から38年8月までの期間については申立てに係る事実を認めることはできない。

このほか申立てに係る事実を確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社における資格取得日に係る記録を昭和36年2月1日に、資格喪失日に係る記録を39年2月18日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を36年2月から同年9月までは8,000円、同年10月から38年9月までは1万2,000円、同年10月から39年1月までは1万8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年2月1日から39年2月18日まで

私は、申立期間に、A株式会社に、兄、妹、妻と共に勤務していたが、社会保険事務所に厚生年金保険の加入期間について照会したところ、私の記録だけが空白となっており、申立期間に厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業主の家族で当時の経理担当者及び複数の同僚の供述により、申立人が、申立期間にA株式会社に勤務していたことが推認できる。

また、経理担当者及び複数の同僚は、当該事業所は、申立期間の当時、BとCの製織と販売をしており、申立人はCの部門の番頭であった兄の下で、織機の調整と営業が主な仕事であり、申立人の勤務形態は他の従業員と同じ常勤で正社員であった旨の供述をしている。

さらに、申立人の兄によると、「私の紹介で申立人を入社させ、その際、厚生年金保険証書を当該事業所に提出した。」と供述している上、社会保険事務所が保管している当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人と同時期に勤務していた申立人の兄、妹、妻及び複数の同僚も当該事業所における厚生年金保険の被保険者としての記録が確認できる。

加えて、経理担当者によると、「当時の事業主及び他の役員は既に亡くな

っており、当該事業所は解散しているため、関係書類は保管しておらず、厚生年金保険の届出については不明であるが、申立人は当該事業所の正社員であったことから、保険料を給与から控除していたと思う。」と供述している。

また、申立人の上記の親族及び当該複数の同僚は、A株式会社の従業員数は14人から23人程度であった旨の供述をしており、社会保険事務所の同事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に記録されている被保険者数とおおむね一致する。

これらを総合的に判断すると、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人と同世代で同様の仕事をしていた同僚の標準報酬月額の記録から判断すると、昭和36年2月から同年9月までは8,000円、同年10月から38年9月までは1万2,000円、同年10月から39年1月までは1万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、申立期間の健康保険の整理番号に欠番が見当たらないことから、申立人に係る社会保険事務所の記録が失われたことは考えられない上、資格の取得及び喪失に係る届出や厚生年金被保険者報酬月額算定基礎届などのいずれの機会においても社会保険事務所が申立人に係る記録の処理を誤ることは考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所へ資格の得喪に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和36年2月から39年1月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の社団法人Aにおける資格喪失日に係る記録を昭和43年9月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る昭和43年8月の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年8月1日から同年9月1日まで

私は、申立期間に、社団法人Aに勤務していた。社会保険事務所の年金記録によると、昭和43年8月31日まで勤務していたのに、申立期間は、厚生年金保険に加入していないことになっている。申立期間について厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出のあった申立期間に係る失業保険被保険者離職票及び企業年金連合会老齢年金裁定請求書、企業年金連合会による中脱記録照会回答及び厚生年金基金加入員台帳、社団法人Aの退職金計算書及び会計伝票から、申立人が申立期間において、同事業所に継続して勤務していたことが認められる。

また、失業保険被保険者離職票には、離職年月日は昭和43年8月31日と記載されており、申立人の社団法人Aにおける資格喪失年月日については、企業年金連合会の中脱記録照会回答及び厚生年金基金加入員台帳に同年9月1日と記載されている。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

申立期間の標準報酬月額については、昭和43年8月の厚生年金基金及び社会保険事務所の同年7月の記録から、申立期間の標準報酬月額を1万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行し

たか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料、周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を21万9,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和43年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成16年12月22日

平成16年12月22日に支給された賞与から厚生年金保険料を控除されたが、標準賞与額の記録が無い。

勤務先の株式会社Aが、社会保険事務所へ賞与支払届を提出していないことが分かったので、標準賞与額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

株式会社Aが保管している平成16年2回目賞与支払いに係る賞与支給控除一覧表から、申立人は、申立期間において、その主張する標準賞与額21万9,000円に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主に対する照会回答によれば、事業主は、申立期間に係る賞与支払届を提出しておらず、賞与に係る厚生年金保険料も納付していないとしていることから、社会保険事務所は、申立人が主張する平成16年12月の標準賞与額に基づく保険料についての納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

京都厚生年金 事案 747

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を24万5,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和46年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成16年12月22日

平成16年12月22日に支給された賞与から厚生年金保険料を控除されたが、標準賞与額の記録が無い。

勤務先の株式会社Aが、社会保険事務所へ賞与支払届を提出していないことが分かったので、標準賞与額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

株式会社Aが保管している平成16年2回目賞与支払いに係る賞与支給控除一覧表から、申立人は、申立期間において、その主張する標準賞与額24万5,000円に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主に対する照会回答によれば、事業主は、申立期間に係る賞与支払届を提出しておらず、賞与に係る厚生年金保険料も納付していないとしていることから、社会保険事務所は、申立人が主張する平成16年12月の標準賞与額に基づく保険料についての納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を16万2,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 56 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 16 年 12 月 22 日

平成 16 年 12 月 22 日に支給された賞与から厚生年金保険料を控除されたが、標準賞与額の記録が無い。

勤務先の株式会社Aが、社会保険事務所へ賞与支払届を提出していないことが分かったので、標準賞与額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

株式会社Aが保管している平成 16 年 2 回目賞与支払いに係る賞与支給控除一覧表から、申立人は、申立期間において、その主張する標準賞与額 16 万 2,000 円に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主に対する照会回答によれば、事業主は、申立期間に係る賞与支払届を提出しておらず、賞与に係る厚生年金保険料も納付していないとしていることから、社会保険事務所は、申立人が主張する平成 16 年 12 月の標準賞与額に基づく保険料についての納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を18万5,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和43年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成16年12月22日

平成16年12月22日に支給された賞与から厚生年金保険料を控除されたが、標準賞与額の記録が無い。

勤務先の株式会社Aが、社会保険事務所へ賞与支払届を提出していないことが分かったので、標準賞与額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

株式会社Aが保管している平成16年2回目賞与支払いに係る賞与支給控除一覧表から、申立人は、申立期間において、その主張する標準賞与額18万5,000円に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主に対する照会回答によれば、事業主は、申立期間に係る賞与支払届を提出しておらず、賞与に係る厚生年金保険料も納付していないとしていることから、社会保険事務所は、申立人が主張する平成16年12月の標準賞与額に基づく保険料についての納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を50万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 32 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 16 年 12 月 22 日

平成 16 年 12 月 22 日に支給された賞与から厚生年金保険料を控除されたが、標準賞与額の記録が無い。

勤務先の株式会社Aが、社会保険事務所へ賞与支払届を提出していないことが分かったので、標準賞与額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

株式会社Aが保管している平成 16 年 2 回目賞与支払いに係る賞与支給控除一覧表から、申立人は、申立期間において、その主張する標準賞与額 50 万円に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主に対する照会回答によれば、事業主は、申立期間に係る賞与支払届を提出しておらず、賞与に係る厚生年金保険料も納付していないとしていることから、社会保険事務所は、申立人が主張する平成 16 年 12 月の標準賞与額に基づく保険料についての納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

京都厚生年金 事案 751

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を23万3,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和48年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成16年12月22日

平成16年12月22日に支給された賞与から厚生年金保険料を控除されたが、標準賞与額の記録が無い。

勤務先の株式会社Aが、社会保険事務所へ賞与支払届を提出していないことが分かったので、標準賞与額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

株式会社Aが保管している平成16年2回目賞与支払いに係る賞与支給控除一覧表から、申立人は、申立期間において、その主張する標準賞与額23万3,000円に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主に対する照会回答によれば、事業主は、申立期間に係る賞与支払届を提出しておらず、賞与に係る厚生年金保険料も納付していないとしていることから、社会保険事務所は、申立人が主張する平成16年12月の標準賞与額に基づく保険料についての納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を16万8,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和42年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成16年12月22日

平成16年12月22日に支給された賞与から厚生年金保険料を控除されたが、標準賞与額の記録が無い。

勤務先の株式会社Aが、社会保険事務所へ賞与支払届を提出していないことが分かったので、標準賞与額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

株式会社Aが保管している平成16年2回目賞与支払いに係る賞与支給控除一覧表から、申立人は、申立期間において、その主張する標準賞与額16万8,000円に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主に対する照会回答によれば、事業主は、申立期間に係る賞与支払届を提出しておらず、賞与に係る厚生年金保険料も納付していないとしていることから、社会保険事務所は、申立人が主張する平成16年12月の標準賞与額に基づく保険料についての納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を18万9,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和44年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成16年12月22日

平成16年12月22日に支給された賞与から厚生年金保険料を控除されたが、標準賞与額の記録が無い。

勤務先の株式会社Aが、社会保険事務所へ賞与支払届を提出していないことが分かったので、標準賞与額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

株式会社Aが保管している平成16年2回目賞与支払いに係る賞与支給控除一覧表から、申立人は、申立期間において、その主張する標準賞与額18万9,000円に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主に対する照会回答によれば、事業主は、申立期間に係る賞与支払届を提出しておらず、賞与に係る厚生年金保険料も納付していないとしていることから、社会保険事務所は、申立人が主張する平成16年12月の標準賞与額に基づく保険料についての納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を11万5,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 51 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 16 年 12 月 22 日

平成 16 年 12 月 22 日に支給された賞与から厚生年金保険料を控除されたが、標準賞与額の記録が無い。

勤務先の株式会社Aが、社会保険事務所へ賞与支払届を提出していないことが分かったので、標準賞与額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

株式会社Aが保管している平成 16 年 2 回目賞与支払いに係る賞与支給控除一覧表から、申立人は、申立期間において、その主張する標準賞与額 11 万 5,000 円に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主に対する照会回答によれば、事業主は、申立期間に係る賞与支払届を提出しておらず、賞与に係る厚生年金保険料も納付していないとしていることから、社会保険事務所は、申立人が主張する平成 16 年 12 月の標準賞与額に基づく保険料についての納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を16万1,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和48年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成16年12月22日

平成16年12月22日に支給された賞与から厚生年金保険料を控除されたが、標準賞与額の記録が無い。

勤務先の株式会社Aが、社会保険事務所へ賞与支払届を提出していないことが分かったので、標準賞与額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

株式会社Aが保管している平成16年2回目賞与支払いに係る賞与支給控除一覧表から、申立人は、申立期間において、その主張する標準賞与額16万1,000円に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主に対する照会回答によれば、事業主は、申立期間に係る賞与支払届を提出しておらず、賞与に係る厚生年金保険料も納付していないとしていることから、社会保険事務所は、申立人が主張する平成16年12月の標準賞与額に基づく保険料についての納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を15万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 54 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 16 年 12 月 22 日

平成 16 年 12 月 22 日に支給された賞与から厚生年金保険料を控除されたが、標準賞与額の記録が無い。

勤務先の株式会社Aが、社会保険事務所へ賞与支払届を提出していないことが分かったので、標準賞与額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

株式会社Aが保管している平成 16 年 2 回目賞与支払いに係る賞与支給控除一覧表から、申立人は、申立期間において、その主張する標準賞与額 15 万円に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主に対する照会回答によれば、事業主は、申立期間に係る賞与支払届を提出しておらず、賞与に係る厚生年金保険料も納付していないとしていることから、社会保険事務所は、申立人が主張する平成 16 年 12 月の標準賞与額に基づく保険料についての納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

京都厚生年金 事案 757

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を15万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 56 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 16 年 12 月 22 日

平成 16 年 12 月 22 日に支給された賞与から厚生年金保険料を控除されたが、標準賞与額の記録が無い。

勤務先の株式会社Aが、社会保険事務所へ賞与支払届を提出していないことが分かったので、標準賞与額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

株式会社Aが保管している平成 16 年 2 回目賞与支払いに係る賞与支給控除一覧表から、申立人は、申立期間において、その主張する標準賞与額 15 万円に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主に対する照会回答によれば、事業主は、申立期間に係る賞与支払届を提出しておらず、賞与に係る厚生年金保険料も納付していないとしていることから、社会保険事務所は、申立人が主張する平成 16 年 12 月の標準賞与額に基づく保険料についての納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を15万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 57 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 16 年 12 月 22 日

平成 16 年 12 月 22 日に支給された賞与から厚生年金保険料を控除されたが、標準賞与額の記録が無い。

勤務先の株式会社Aが、社会保険事務所へ賞与支払届を提出していないことが分かったので、標準賞与額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

株式会社Aが保管している平成 16 年 2 回目賞与支払いに係る賞与支給控除一覧表から、申立人は、申立期間において、その主張する標準賞与額 15 万円に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主に対する照会回答によれば、事業主は、申立期間に係る賞与支払届を提出しておらず、賞与に係る厚生年金保険料も納付していないとしていることから、社会保険事務所は、申立人が主張する平成 16 年 12 月の標準賞与額に基づく保険料についての納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を10万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 47 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 16 年 12 月 22 日

平成 16 年 12 月 22 日に支給された賞与から厚生年金保険料を控除されたが、標準賞与額の記録が無い。

勤務先の株式会社Aが、社会保険事務所へ賞与支払届を提出していないことが分かったので、標準賞与額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

株式会社Aが保管している平成 16 年 2 回目賞与支払いに係る賞与支給控除一覧表から、申立人は、申立期間において、その主張する標準賞与額 10 万円に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主に対する照会回答によれば、事業主は、申立期間に係る賞与支払届を提出しておらず、賞与に係る厚生年金保険料も納付していないとしていることから、社会保険事務所は、申立人が主張する平成 16 年 12 月の標準賞与額に基づく保険料についての納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を10万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 56 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 16 年 12 月 22 日

平成 16 年 12 月 22 日に支給された賞与から厚生年金保険料を控除されたが、標準賞与額の記録が無い。

勤務先の株式会社Aが、社会保険事務所へ賞与支払届を提出していないことが分かったので、標準賞与額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

株式会社Aが保管している平成 16 年 2 回目賞与支払いに係る賞与支給控除一覧表から、申立人は、申立期間において、その主張する標準賞与額 10 万円に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主に対する照会回答によれば、事業主は、申立期間に係る賞与支払届を提出しておらず、賞与に係る厚生年金保険料も納付していないとしていることから、社会保険事務所は、申立人が主張する平成 16 年 12 月の標準賞与額に基づく保険料についての納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を10万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 49 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 16 年 12 月 22 日

平成 16 年 12 月 22 日に支給された賞与から厚生年金保険料を控除されたが、標準賞与額の記録が無い。

勤務先の株式会社Aが、社会保険事務所へ賞与支払届を提出していないことが分かったので、標準賞与額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

株式会社Aが保管している平成 16 年 2 回目賞与支払いに係る賞与支給控除一覧表から、申立人は、申立期間において、その主張する標準賞与額 10 万円に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主に対する照会回答によれば、事業主は、申立期間に係る賞与支払届を提出しておらず、賞与に係る厚生年金保険料も納付していないとしていることから、社会保険事務所は、申立人が主張する平成 16 年 12 月の標準賞与額に基づく保険料についての納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を16万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和44年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成16年12月22日

平成16年12月22日に支給された賞与から厚生年金保険料を控除されたが、標準賞与額の記録が無い。

勤務先の株式会社Aが、社会保険事務所へ賞与支払届を提出していないことが分かったので、標準賞与額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

株式会社Aが保管している平成16年2回目賞与支払いに係る賞与支給控除一覧表から、申立人は、申立期間において、その主張する標準賞与額16万円に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主に対する照会回答によれば、事業主は、申立期間に係る賞与支払届を提出しておらず、賞与に係る厚生年金保険料も納付していないとしていることから、社会保険事務所は、申立人が主張する平成16年12月の標準賞与額に基づく保険料についての納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を16万4,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和54年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成16年12月22日

平成16年12月22日に支給された賞与から厚生年金保険料を控除されたが、標準賞与額の記録が無い。

勤務先の株式会社Aが、社会保険事務所へ賞与支払届を提出していないことが分かったので、標準賞与額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

株式会社Aが保管している平成16年2回目賞与支払いに係る賞与支給控除一覧表から、申立人は、申立期間において、その主張する標準賞与額16万4,000円に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主に対する照会回答によれば、事業主は、申立期間に係る賞与支払届を提出しておらず、賞与に係る厚生年金保険料も納付していないとしていることから、社会保険事務所は、申立人が主張する平成16年12月の標準賞与額に基づく保険料についての納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和40年1月から50年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年1月から50年3月まで

結婚して間もなく、農協で国民年金の説明会があり、国民年金保険料の未納があることが分かったので慌てて国民年金に加入した。妻の父親に二人分として15万円を借りて、A町役場で一括納付した。私の保険料額は10万8,150円、妻の保険料額は3万7,950円であった。未納であることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人夫婦は、A町内の農協で年金相談が実施された際、国民年金の加入を勧められ加入し、その時に国民年金保険料の未納があることが分かり、妻の父親から15万円を借りて、申立人の分として10万8,150円、申立人の妻の分として3万7,950円を同町役場で一括納付したと主張しているが、同町役場では、現年度保険料については取り扱うものの、国庫金である特例や過年度保険料については、取り扱っていなかったことが確認できる。

また、申立人夫婦はA町役場から昭和52年2月8日付けで送られてきた国民年金保険料の納入通知書を所持しており、その内容は、申立人夫婦の昭和49年度分の国民年金保険料が未納になっており、2年過ぎると時効により納付できなくなるため、当該保険料の納付を勧奨したものであることから、この時点では、申立人夫婦の49年度の保険料が未納であったことが確認でき、この事実は、申立人夫婦が当該年度分を含む申立期間の保険料を第2回目の特例納付(実施時期は50年12月まで)の時期に一括納付したとする申立内容とは符合しない。

さらに、申立人夫婦が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無い上、ほかに申立人夫婦が申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

加えて、申立人について、氏名を複数の読み方で検索しても、該当者はおらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年7月から50年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年7月から50年3月まで

結婚して間もなく、農協で国民年金の説明会があり、国民年金保険料の未納があることが分かったので慌てて国民年金に加入した。父親に夫婦二人分として15万円を借りて、A町役場で一括納付した。夫の保険料額は10万8,150円、私の保険料額は3万7,950円であった。未納であることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人夫婦は、A町内の農協で年金相談が実施された際、国民年金の加入を勧められ加入し、その時に国民年金保険料の未納があることが分かり、父親から15万円を借りて、申立人の夫の分として10万8,150円、申立人の分として3万7,950円を同町役場で一括納付したと主張しているが、同町役場では、現年度保険料については取り扱うものの、国庫金である特例や過年度保険料については、取り扱っていなかったことが確認できる。

また、申立人夫婦はA町役場から昭和52年2月8日付けで送られてきた国民年金保険料の納入通知書を所持しており、その内容は、申立人夫婦の昭和49年度分の国民年金保険料が未納になっており、2年過ぎると時効により納付できなくなるため、当該保険料の納付を勧奨したものであることから、この時点では、申立人夫婦の49年度の保険料が未納であったことが確認でき、この事実は、申立人夫婦が当該年度分を含む申立期間の保険料を第2回目の特例納付(実施時期は50年12月まで)の時期に一括納付したとする申立内容とは符合しない。

さらに、申立人夫婦が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無い上、ほかに申立人夫婦が申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

加えて、申立人について、婚姻前の氏名を含む複数の読み方で検索しても、該当者はおらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年8月から52年11月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和46年8月から52年11月まで
私は昭和52年に、国民年金に加入したとき、集金人から国民年金保険料を後納できると聞き、申立期間の保険料を2回に分けて納付した。納付の記録が無いことは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金に加入した昭和52年に申立期間の国民年金保険料をさかのぼって納付したと主張しているが、申立人の保険料納付の前提となる国民年金手帳記号番号は、53年5月に払い出されていることが確認でき、申立人が所持している年金手帳にも、「はじめて被保険者となった日」として52年12月21日と記載されていることから、申立期間は国民年金に未加入の期間であり、申立人は申立期間の保険料を納付できなかったものとみるのが相当である。

なお、仮に申立人が主張するように申立期間の保険料を納付するには特例納付によることとなるが、申立人が主張する昭和52年時点では特例納付が行われておらず、申立内容とは符合しない。

また、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、氏名を複数の読み方で検索しても該当者はおらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

京都国民年金 事案 1100 (事案 868 の再申立て)

第 1 委員会の結論

申立人の昭和 51 年 6 月から 58 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第 2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 51 年 6 月から 58 年 3 月まで

第三者委員会より納付記録の訂正は必要ないとの通知を受けたが、私は、納付書により必ず納付していたと記憶している期間に限って、再度、年金記録の確認を申し立てる。

第 3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) 申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無いこと、ii) 申立人の保険料納付の前提となる国民年金手帳記号番号は、昭和 58 年 5 月に払い出され、このころに国民年金の加入手続を行ったものと推認でき、この時点では、申立期間の一部は既に時効により納付できず、申立期間の保険料を納付するには過年度納付及び特例納付によることとなるが、特例納付が実施されていた時期では無く、申立人からもさかのぼって納付したとの主張も無いこと、iii) A 市が保管する国民年金収滞納リストには、申立人の 51 年 4 月から 57 年 3 月までの期間は登載が無く、57 年 4 月から 58 年 3 月までの期間は保険料が未納とされており、これは社会保険庁の記録とも一致していることから、申立人は、57 年 4 月から保険料の納付を開始したとみるのが自然であること、iv) 申立人について婚姻前の氏名を含む複数の読み方で検索しても該当するものはおらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しないことなどとして、既に当委員会の決定に基づく平成 21 年 1 月 9 日付けの年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、「年金手帳に番号が入っていないものを、B学院を昭和50年3月に卒業した後に入手したと思う。番号の入っていないオレンジ色の国民年金手帳を58年3月まで持ち、年金を納付書で銀行又は郵便局で納めていたのは事実である。」として、当委員会に、当初の申立期間を短縮して申し立てているが、国民年金保険料納付の前提となる国民年金手帳記号番号を付番せずに年金手帳が発行され、納付書が送付されたとは考え難い上、ほかに別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないことから、提出された再申立書の内容には、当委員会の決定に基づく年金記録の変更につながる資料・情報は認められず、そのほか当委員会における当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成3年1月から同年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年1月から同年9月まで

私は、平成3年1月に公務員を退職したので、すぐに国民年金の加入
手続を行い、その際に申立期間の国民年金保険料を一括して前納したよ
うに思う。申立期間について、加入及び納付の事実が無いとされている
ことは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、公務員を退職後の平成3年1月に、国民年金への加入手続を
行い、申立期間の国民年金保険料を前納したと主張しているが、国民年金
保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された形
跡が無い上、A市が保管している国民年金収滞納リストにおいて、申立人
は、国民年金に加入していないことを示す「登載なし」とされており、申
立人は国民年金に未加入であり、申立期間の国民年金保険料を納付できな
かったものと考えるのが相当である。

また、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連
資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付し
たことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立人について、氏名を複数の読み方で検索しても、該当者は
おらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせ
る事情も存しない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判
断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認め
ることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年7月から平成11年11月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年7月から平成11年11月まで

夫は、平成A年B月に亡くなり、年金に関する資料が何も無いが、夫の名前が読みにくいため間違えられている可能性も有るので、夫が国民年金に加入していた記録が無いか調べてほしい。

(注) 本申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の納付記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、申立人の妻は、申立人の国民年金への加入手続や保険料の納付に関与していないため、申立人の国民年金加入状況及び保険料の納付状況等が不明である。

また、申立人の基礎年金番号は、申立人が厚生年金保険の被保険者資格を昭和37年3月2日に取得した際の厚生年金保険被保険者番号であり、基礎年金番号制度の導入以前は、同番号で国民年金保険料を納付することができず、同制度が導入された平成9年1月以降に同番号で保険料が納付された記録は無い。

さらに、申立人が申立期間当時居住していたC市において、申立期間に係る国民年金手帳記号番号払出簿を確認したが、保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は認められない上、申立人について、氏名を複数の読み方で検索したが、該当者はおらず、国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらず。

ない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 37 年 12 月 25 日から 39 年 3 月 31 日まで
② 昭和 43 年 4 月 1 日から 44 年 4 月 30 日まで

私は、申立期間①について、A店（株式会社B。現在は、株式会社C）に調理見習いとして勤務し、申立期間②について、株式会社Dにトラック運転手として勤務したが、社会保険事務所に照会したところ、両事業所共に厚生年金保険の加入記録が無い旨の回答を受けたので、両申立期間について厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立期間に株式会社Bが経営するA店の従業員であった複数の者に照会したところ、申立人を記憶する者はおらず、申立てに係る事実について供述は得られなかったが、A店での勤務に関する申立人の供述内容と複数の元従業員から聴取した内容が一致することから、勤務期間は特定できないものの、申立人が当該事業所に勤務していたことは推認できる。

しかし、株式会社Cに照会したところ、申立期間当時の資料は保管されておらず、当時の事業主及び役員も既に亡くなっており、ほかに当時のことを知る者もない旨の回答があり、申立てに係る関連資料及び供述を得ることはできない。

また、上記の複数の元従業員は、入社したとする時期より数年遅れて厚生年金保険の資格を取得しており、元従業員のうち帳場勤務だったとする者は、当該事業所では入社後2、3年してから従業員を社会保険に加入さ

せており、そもそも調理見習い等は加入させていなかったと思う旨の供述をしている。さらに、複数の元従業員は当時の従業員数は正社員、パート共にそれぞれ100人程度であったと供述しているが、社会保険事務所の株式会社Bに係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立期間当時の被保険者数は50人程度であり、申立人が当時の同僚として記憶している者の氏名も同名簿には記載されていないことから、当該事業所においては、厚生年金保険の加入手続を全員については行っていなかったことがうかがえる。

申立期間②については、社会保険事務所の株式会社Dに係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に、申立人が記憶している同僚のうち1人の加入記録があることから、勤務期間は特定できないものの、申立人が当該事業所に勤務していたことは推認できる。

しかし、当該事業所は既に適用事業所ではなくなっており、元事業主に照会したところ、当該事業所は平成17年に倒産し、申立期間当時の資料は保管されておらず、当時の事業主は亡くなっており、ほかに当時のことを知る者もない旨の回答があり、また、当時の役員にも照会したが、申立人については記憶しておらず、申立てに係る関連資料及び供述を得ることはできない。

また、申立人が記憶している同僚のうち2人については、社会保険事務所の株式会社Dに係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に氏名は記載されておらず、同名簿から、申立期間に当該事業所の従業員であった複数の者に照会を行ったが、申立人を記憶する者はおらず、申立てに係る事実について供述は得られなかった。

さらに、労働局に照会したところ、申立人が申立期間において雇用保険被保険者となった記録は無い。

加えて、社会保険事務所の両申立事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間に申立人の氏名は記載されておらず、健康保険の整理番号が連続しており、欠番も見られないため、申立人の加入記録が欠落したものとは考え難い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 62 年 5 月 1 日から平成元年 4 月 16 日まで
株式会社Aに昭和 62 年 5 月に入社し、平成元年 9 月 30 日まで働いた。
申立期間において厚生年金保険被保険者期間が未加入となっているので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

現在の株式会社Aの事業主の供述から、申立人が申立期間において、期間の特定はできないものの、当該事業所に勤務していたことは推認できるが、当時の複数の同僚に照会しても、申立人の申立期間における正確な勤務実態については確認できなかった。

また、申立人が当該事業所より提供を受けた当該事業所の申立人に係る平成元年の賃金台帳の写しによると、申立期間の一部を含む同年 1 月から 7 月までの給与の厚生年金保険料は控除されていない。これについて上記の現事業主に照会したところ、申立人の厚生年金保険については資格取得日を同年 4 月 1 日から被保険者として届出を行ったが、同賃金台帳のとおり 8 月分の保険料を控除し、4 月から 7 月までは申立人から控除しておらず、事業主が負担している。しかし、それ以前の申立期間については厚生年金保険料の控除をしておらず、事業主による負担もしていないため、申立人の主張どおりの加入届も行っていなかった旨の回答であった。

さらに、申立期間当時の事業主は既に亡くなっており、上記の現事業主によると、その当時、社会保険関係の事務手続を行っていた者に聞き取りを行ったところ、その者は、申立人の厚生年金保険の手続については記憶

していないということであった。

加えて、社会保険庁の記録によると、当該事業所における申立期間については国民年金保険料が納付されている。

また、雇用保険の記録によると、雇用保険被保険者となった日は、平成元年4月16日であり、社会保険事務所の記録と一致しているため、事業主が社会保険事務所の記録どおりに届出していたことが推認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和26年9月1日から同年12月1日まで
A株式会社に昭和24年3月14日から27年3月15日まで、継続して勤務していたが、申立期間において、厚生年金保険が未加入となっているので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所の記録では、申立人は、A株式会社において昭和24年3月14日厚生年金保険の資格を取得後、26年9月1日に資格を喪失しており、その後同年12月1日に再度資格を取得するまで加入記録が無いが、申立人は、申立期間においても継続して勤務していたと主張している。

しかし、当該事業所は、登記簿では昭和52年6月1日に解散しており、当時、事業主であった清算人は亡くなっている上、申立期間当時の被保険者は高齢で既に亡くなっているか所在が確認できない者が多く、所在の確認できた当時の同僚に照会したものの、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料が控除されていたことを確認できる関連資料及び供述を得ることができない。

また、申立人は、当該事業所のB市における薬局店を開業したときに出張した時期が申立期間であったかもしれないと述べているため、社会保険庁の記録における当該事業所のB市等、他県での厚生年金保険の適用事業所としての記録を調査したが、C市以外の所在地では、当該事業所の適用は確認できなかった。

さらに、社会保険事務所のA株式会社に係る健康保険厚生年金保険被保

険者名簿において、申立期間に申立人の氏名の記載は無い上、昭和 26 年 9 月 1 日資格喪失し、「証」の記載があることから、この時に健康保険証を返納していることがわかる。なお、同名簿によると、申立期間に勤務していた当該事業所の被保険者の 1 人に、申立期間と近い時期において、申立人と同様に厚生年金保険被保険者期間に未加入期間のある者が確認できる。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

京都厚生年金 事案 767

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 50 年 5 月 1 日から 51 年 5 月 1 日まで

A 県立 B 病院に、申立期間において、厚生省（現在は、厚生労働省）の A 県への派遣医師として勤務をしたが、共済年金には加入記録が無いので、厚生年金保険の被保険者期間であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A 県立 B 病院発行の在籍証明書及び同病院が保管する申立期間当時の「麻醉記録台帳」の記録から、申立人が同病院に勤務をしていたことは認められるが、社会保険庁の記録によると、同病院が厚生年金保険の新規適用事業所になったのは平成 7 年 4 月 1 日であり、それ以前の申立期間において同病院が厚生年金保険の適用事業所であった事実は確認できない。

また、A 県への医師派遣事業を所轄する厚生労働省医事課指導係の担当官は、当時から現在まで、A 県への医師派遣の際の報酬は、国費で「謝金」という名目で支払っており、厚生年金保険の被保険者としていない旨供述している。

さらに、A 県立 B 病院に照会しても、同病院では派遣医師に係る書類等は保管しておらず、申立期間当時、派遣医師を担当していた A 県福祉保健部医務・国保課においても保存期限の経過のため既に廃棄されている旨の回答があり、申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていた事実を確認することができない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 41 年 4 月 1 日から 46 年 2 月 28 日まで
申立期間について、A株式会社のB店に勤務していたが、社会保険事務所に照会したところ、厚生年金保険の加入記録が無い。調査の上、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A株式会社の事業主及び元同僚の供述並びに雇用保険の記録から、申立人が申立期間において、同社に勤務していたことは確認できるが、社会保険庁の記録によると、同社が厚生年金保険の新規適用事業所となったのは平成9年4月1日であり、それ以前の申立期間において同事業所が適用事業所であった事実は確認できない。

また、複数の元同僚は、申立期間当時、A株式会社は厚生年金保険に加入しておらず、平成9年4月1日から加入している旨供述しており、社会保険庁の記録では、同社の事業主及び元同僚は、同社において同日付けで厚生年金保険の被保険者となっていることが確認できる。

さらに、上記元同僚の一人は、「当時の経営者は、会社は厚生年金保険に加入していないので、将来のために個々に国民年金に加入しておくようにとよく言っていた。」と回答している。また、社会保険庁の記録において、上記元同僚の一人については申立期間に係る国民年金保険料も納付済であることが確認できることから、同事業所では申立期間において厚生年金保険料の控除は行われていなかったことがうかがわれる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確

認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。